

「トライオートFX 取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(2023年4月3日)

現 行	改正後
<p>(省 略)</p> <p>カバー取引先金融機関一覧</p> <p>当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、下記のカバー取引先金融機関（以下、カバー先という）とカバー取引を行います。</p> <p>(省 略)</p> <p>トライオートFXに係る禁止行為</p> <p>(省 略)</p> <p>(3) 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、内閣府令といいます）で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘および外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための受託契約等の締結の勧誘は除きます。</p> <p>(省 略)</p> <p>当社の概要</p> <p>(1) 当社の概要</p> <p>⑥代表者氏名：代表取締役社長 <u>川上 真人</u></p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年1月18日作成 2023年1月30日交付</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>カバー取引先金融機関一覧</p> <p>当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、下記のカバー取引先金融機関（以下、カバー先といいます。）とカバー取引を行います。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>トライオートFXに係る禁止行為</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(3) 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為 (ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘および外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための受託契約等の締結の勧誘は除きます。)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>当社の概要</p> <p>(1) 当社の概要</p> <p>⑥代表者氏名：代表取締役社長 <u>伊藤 誠規</u></p> <p>(以下、現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">2023年3月29日作成 2023年4月3日交付</p>